地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月11日

横浜市契約事務受任者 横浜市中区長 小林 英二

- 1 契約の概要中区野毛町地区緊急下水道工事について
- 2 履行(納品)場所 中区野毛町2丁目81番地先
- 3 契約日 令和5年11月17日
- 4 履行日又は履行期間 令和5年11月17日から令和5年12月28日まで
- 5 契約金額 ¥1,188,000
- 契約の相手方(名称及び所在)株式会社大山組建材 代表取締役 大山 宏治
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は取付管が破損したため緊急修理を行うものであり、早急に取付管の修繕を 行わないと重大な浸水被害を引き起こすおそれがあり、安全確保のために緊急を要し たため、随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急的な対応であり、見積もり合わせ等を行うことが出来ないため、下記条件を満たす、株式会社大山組建材との契約としました。

- ・緊急的な対応であるため、直ちに着手可能であること。
- ・社団法人横浜建設業協会に所属していること。
- ・執行状況等から判断し、対応可能と思われること。
- ・付近での施工実績を持っていること。

## 9 所管課

中区中土木事務所 総括監督員 仲田 朋生